

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金) 衆・法務委

階

司法法制部 作成
猛 議員(民進)

1 問 修習給付金を支給する制度を導入した上で、現行制度を維持した場合、来年の司法試験の受験者数は増えるのか、法務大臣の所見を問う。

〔結論〕

- ・ 司法試験受験のためには、法科大学院の修了又は予備試験の合格が必要となるため、今回の制度導入の効果が直ちに来年の司法試験の受験者数の増加につながるとは言い難い。
- ・ ただ、修習給付金制度が創設されれば、法曹志望者の不安要因の一つを一定程度解消することができ、法曹志望者の確保につながるものと考えている。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

階

司法法制部 作成
猛 議員(民進)

2問 法科大学院修了者の司法試験合格率が予備試験合格者の司法試験合格率より著しく低いことからすれば、予備試験は法科大学院修了者と同等の学識を有することを判定するという司法試験法第5条に照らし、法科大学院は、本来、法科大学院を修了すべきでない者を修了させていることになるのではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 推進会議決定では、平成30年度までを法科大学院の集中改革期間とし、修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう、充実した教育が行われることを目指すとされた。
- ・ 法務省としては、その改革の成果を注視したい。

〔文部科学省における取組〕

- ・ (委員御指摘のとおり) 法科大学院修了者の一部に問題点が認められるとの指摘があることは承知。
- ・ このような指摘を踏まえ、文部科学省においては、法科大学院修了者の質の向上を図るため、法科大学院教育の質の向上を図るとともに、法科大学院修了認定の厳格化を進めるべく、法科大学院の認証評価などに関して必要な措置(注)を講じ、一定の効果を上げているものと承知。

(注) 文部科学省は、法科大学院の認証評価において、厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することを求めている。

なお、厳格な成績評価・修了認定により、標準修業年限修了率は減少傾向にある(平成27年度の標準修業年限修了率は、68.1%)。



- また、推進会議決定では、文部科学省において、客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みとして、共通到達度確認試験を平成30年度を目途に本格実施に移すべく、試行を行うとされており、文部科学省において、必要な措置を講じているものと承知。

〔結論〕

- 推進会議決定では、平成30年度までを法科大学院の集中改革期間とし、文部科学省において、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すとされた。
- 法務省として、まずはその改革の推移を注視したいと考えている。

（参考）

平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」では、法科大学院修了者の一部について、以下のような問題点が認められ、速やかな改善が必要との指摘がされている。

- ① 基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていない修了者が一部に見られること
- ② 論理的表現能力の不十分な修了者が一部に見られること
- ③ 各法科大学院における法律実務基礎教育の内容が不統一であること

（参考資料）

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（概要）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割※以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性を検証し必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

階

司法法制部 作成
猛 議員(民進)

3問 法科大学院の修了認定を厳しくし、司法試験法第5条のとおり法科大学院を修了すべき者に法科大学院修了資格を付与していれば、司法試験受験者は、現在よりもっと減少するのではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論〕

- ・ あくまでも仮定の話ではあるが、法科大学院の修了認定を厳格にすることにより、法科大学院の修了者が減少すれば、司法試験受験者は現在より減少する可能性はあるものと考えている。
- ・ もっとも、司法試験の受験者数については、法科大学院の修了者数のほか、社会情勢などの諸般の要素が影響を及ぼすものであることから、現時点でその推移をお答えすることは困難である。

(参考)

厳格な成績評価・修了認定により、標準修業年限修了率は減少傾向にある(平成27年度の標準修業年限修了率は、68.1%)。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線^{〇〇〇〇} 携帯^{〇〇〇〇〇〇〇〇}】

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
猛 議員(民進) 階

4問 仮に、来年も司法試験の受験者数が減少した場合、合格者数1,500人以上という目的は達成できるのか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法務大臣として合格者数の可否を論ずることは差し控えるが、法務省としても、より多くの有為な人材が法曹を志望するよう、推進会議決定に掲げられた必要な取組を進めてまいりたい。

〔前提〕

- ・ 司法試験の合格者の判定は、試験の独立性・中立性を確保する見地から、学識経験を有する司法試験考査委員に委ねられ、その判定に基づいて司法試験委員会が決定するものとされており、法務大臣として合格者数の可否を論ずることは差し控える。

〔推進会議決定〕

- ・ 法曹養成制度改革推進会議決定では、司法試験合格者数でいえば、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきであるとされている。
- ・ 法務省としても、より多くの有為な人材が法曹を志望



するよう、推進会議決定に掲げられた必要な取組を進めてまいりたい。

(参考資料)

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定）（概要）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■】

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割^{*}以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証+必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月31日(金) 衆・法務委

階

司法法制部 作成
猛 議員(民進)

5問 3月22日の質問時に、私の「まず司法試験の受験資格を見直すことだ」という質問に対し、大臣は「委員のご指摘を踏まえて、検討をしていくプロセスを用意すれば、それはそれで非常に大きな前進になるのではないか」と答弁したが、検討していくプロセスとは具体的に何か、法務大臣の所見を問う。

〔結論〕

- ・ 法務省は、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、文部科学省とともに、関係機関・団体の必要な協力も得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、そのような場などを通じて法曹養成制度の在り方を検討していくことを予定しており、こうした検討の方向性について過日お答えしたものである。

(参考) 平成29年3月22日 衆議院法務委員会速記録(抜粋)

○金田国務大臣

階委員の御指摘は、先ほどから拝聴をいたしております。受験資格と法科大学院を直接結びつける必要はないという御指摘もその中にあったと思います。

私は、法曹志願者、志望者が減少していることの原因はいろいろ幾つかあると思います。その中で、ただいま御指摘の点が非常に大きな要素を占めるという委員の御指摘に対しましては、私もなるほどなと思う部分があるわけであります。

したがって、先ほどから申し上げておるんですけれども、司法試験受験資格の見直しの議論にもなろうかとは思いますが、一方で、平成三十年、二十九年にことし入ったわけですが、平成三十年までを法科大学院集中改革期間として、これは年度ですかね、文科省において

法科大学院の抜本的な組織見直しや教育の質の向上について必要な取り組みを進めるといふふうに推進会議の決定でされたところであります。まずは、その改革の成果も注視したいと思っておりますし、ただいまの委員の御指摘というものも、そういう場で当然受けとめられて議論がなされるのではないかと私は思うわけであります。（略）

○階委員

（略）大事なことはどっちですか。データを虚心坦懐に見れば、政治家だったら、どっちが大事か、どっちの優先順位が高いかわかるでしょう。法曹じゃなくても、政治家の、一般の常識の高い方であれば、これはもう火を見るよりも明らかなだと思います。今やるべきは、まず司法試験の受験資格を見直すことだと思います。

大臣、官僚の入れ知恵に頼らずに御自身の考えで述べてください。よろしくをお願いします。

○金田国務大臣

階委員から提言がございました。

私は、この法科大学院の現状について報告を受けていないわけではないということはしっかり申し上げさせていただきます。法科大学院が、入る方も、そして司法試験に受かる方も少ない、少なくなっている、こういう現状は私も私なりに部下からちゃんと聞いておりますことを申し上げたい。（略）

そこは、文科省はきょうは呼ばれておりませんね。でも、法務省と文科省はきっちり連携をしながら、法科大学院の抜本的な組織見直しあるいは教育の質の向上といったような必要な取り組みもしていこう、こういう考え方をもっておるわけですから、そういう中で、委員の御指摘を踏まえて、検討をしていくプロセスを用意すれば、それはそれで非常に大きな前進になるのではないかというふうに私は思うわけであります。

したがって、そういう努力をする価値のある御質問だなというふうに私は思って、お聞きしておりました。

○階委員

（略）今やるしかないんですよ、これは。せっかくこういうデータも出てきたわけだから、今政治主導でやるべきですよ。

大臣、きょうは時間が終わったので続きはまた今度にしますが、ぜひこれは真剣に考えていただきたいと思います。終わります。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(民進)

6問 3月22日の質問時に、私が示した法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケートにつき、大臣は「こういう精緻な資料を何枚かいただいてこの話に臨んだことは、私は残念ながら初めてだ」と答弁したが、肝心なデータを部下から得ていないのは、法務省の組織の在り方として問題ではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論〕

- ・ 委員が提示した資料自体は見えていなかったが、アンケートによる調査結果に基づいて担当部局が分析、検討した内容については、かねてより適宜の機会に説明を受けており、組織の在り方として全く問題ないものと考えている。

(参考) 平成29年3月22日 衆議院法務委員会速記録(抜粋)

○金田法務大臣

階委員から立派な資料をいただきました。非常に・・・(階委員「いやいや、法務省の資料ですよ、これは」と呼ぶ) いやいや、ただ、この場で拝見をしました。非常に、なるほどな、こういう要因もあるんだなというふうに受けとめました。(階委員「それはまずいですよ。自分たちの資料なんだから」と呼ぶ) いやいや、まずくはないと思います。別の形で私は事務方から聞いています。(略)

○階委員

さっきのアンケートは、大臣、私からいい資料をいただいたなんておっしゃいましたけれども、これは法務省でやったデータですよ。文科省と一緒にやっているわけですよ、法務省も一緒にやっているわけですよ。そのデータの肝心なところが大臣に上がっていなかったということだと思いますよ、今、さっきの答弁からすると。いい話を聞いたみたいなおことをおっしゃっているわけだから。これはおかしいですよ。

(略)

○金田国務大臣

(略) 先ほど述べたとおり、そういう中において、今回のこの修習給付金制度の創設というのは、こうした法曹志望者の不安要因の一つを一定程度解消するという意味においては法曹志望者の確保につながるものではないかというふうに考えていることは先ほど申し上げたとおりでありまして、その点も重要である、こういうふうに考えております。その調査結果については、私は、全体としての流れ、傾向を部下から聞いてはおりますが、このデータそのものをこのように詳細に分析したものを拝見したのは確かに今この席であります。ですから、この席で、委員に対しては立派な資料だと申し上げたわけであります。(略)

○階委員

(略) それで、大臣、私、もっと部下に怒るべき話だと思いますよ、今回のことは。というのも、先ほど私が指摘したデータについて、この場で言われるまで気づいていなかったということは、こういう調査結果がありながら、肝心なところは大臣に伝えないで、むしろ枝葉の部分だけ伝えて、給費制だけやればいいというふうに言われてこの法案になっているんじゃないですか。大臣、なめられているんじゃないですか。もし大臣がこのデータを見ていたら、違う法案になったんじゃないですか。(中略) 大臣、官僚の入れ知恵に頼らずに御自身の考えで述べてください。よろしくお願いします。

○金田国務大臣

階委員から提言がございました。私は、この法科大学院の現状について報告を受けていないわけではないということはしっかり申し上げさせていただきます。法科大学院が、入る方も、そして司法試験に受かる方も少ない、少なくなっている、こういう現状は私も私なりに部下からちゃんと聞いておりますことを申し上げたい。しかし、今いただいたような、こういう精緻な資料を何枚かいただいてこの話に臨んだことは、私は残念ながら初めてだということは、それは認めます。しかし、そういう状況の中で、結局は、私が今その資料で拝見することと、以前に聞いていた内容とが一致しますので、それに対しては、先ほど申し上げたとおり、決してこれを野放しにするわけにはいかない課題だというものも私は感じております。だから、先ほどのような答弁をしたのであります。(略)

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対**大臣**・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

階

司法法制部 作成
猛 議員(民進)

7 問 法曹志願者を量的にも質的にも高めていくためには、修習給付金を支給する制度の復活だけでなく、司法試験の受験資格の見直しが不可欠ではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 推進会議決定では、平成30年度までを法科大学院の集中改革期間とし、文部科学省において必要な取組を進めるとされた。
- ・ まずはその改革の成果を注視したい。

〔前提〕

- ・ 質・量ともに豊かな法曹を輩出するためには、より多くの有為な人材が法曹を志望することが重要である。
- ・ 推進会議決定では、法科大学院としての司法試験合格率が制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態を生じさせる一因となっていることなどの多くの課題を指摘された。
- ・ その上で推進会議決定では、法曹志望者数を回復させ、質の高い法曹を多数輩出していくため、平成30年度までを法科大学院の集中改革期間とし、文部科学省において、法科大学院の抜本的な組織見直しや教育の質の向上などの必要な取組を進めるとされている。

〔結論〕

- ・ 法務省としては、まずは、法科大学院改革の取組とその成果を注視すべきであると考えている。

(参考) 推進会議決定では、司法試験受験資格の見直しは、検討課題とは

されていない。

(参考資料)

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定）（概要）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割※以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証+必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等